

平成 2 5 年第 4 回定例会

小清水町議会会議録

平成25年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年6月18日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 6号 議員研修会の参加について
- 第 5 発議第 7号 議員研修会の参加について
- 第 6 意見案第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 7号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 8号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書(案)の提出について
- 第10 一般質問
- 第11 報告第 3号 平成24年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 4号 平成24年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第13 議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第44号 小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第45号 小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第46号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第47号 平成25年度小清水町一般会計補正予算(第2号)について
- 第18 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第19 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第20 同意第 2号 監査委員の選任について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課町	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	河西定博	君
保育所長	横田秀昭	君
教育長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	窪田浩子	君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成25年第4回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録除名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は

2番 大石誠示議員 9番 遠藤満夫議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。

9番。

○議会運営委員長（遠藤満夫君）

去る、6月13日に議会運営委員会を開催いたしましたところ、会期を今日一日と決定したところです。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

なお、配付しておりました予定議案のうち、発議第8号につきましては、3月定例会において継続審査の議決をしておりますため、審議しませんのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年は春先から不順な天候が続いておりましたが、6月に入りまして、ようやく木々の緑も濃くなり、さわやかな季節の訪れを感じることができるようになって参りました。

そうした本日、平成25年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜り、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

新年度に入り間もなく3ヵ月が過ぎようとしておりますが、平成25年度各事業の執行をはじめ、前年度からの繰越事業である中学校校舎改築工事等につきましても、それぞれ年度内完成に向けて順調に進捗しております。

また、本定例会は、私にとりまして現任期における最後の定例議会となりますが、二期目のこの4年間、多くの行政課題に取り組むことができましたのも、町議会の皆さまをはじめ、各関係機関・諸団体の皆さま、多くの町民皆さまのご支援とご協力の賜であり、ここに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件でございますが、報告案件は平成24年度一般会計における繰越明許費繰越計算書と事故繰越し繰越計算書の報告各1件、条例改正は平成25年度税制改正に伴う町税条例等の一部改正など4件、補正予算は平成25年度一般会計補正予算1件、組合規約の変更は北海道市町村総合事務組合規約の変更など2件及び監査委員の選任にかかる同意案件1件、合わせて10件でございます。

各議案につきまして、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、お礼を兼ねましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております、行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますのでご了承願います。

まずはじめに、行政報告書3ページ右側下段、公立高等学校配置計画案の公表について申し上げます。

6月4日、北海道教育委員会から公立高等学校の統廃合などの方針を示す平成26年度から平成28年度までの公立高等学校配置計画案が公表されました。

この中では、オホーツク東学区内において、小清水高等学校を平成28年度募集停止することが盛り込まれており、小清水高等学校の存続につきましては、これまで小清水高等学校存続推進会議との連携の下、種々努力して参りましたが、小清水中学校の卒業生数が年々減少傾向にある中、何よりも地元からの進学率低下と定員割れの状況などから、この度の募集停止案となったものであり、大変残念な結果だと思っております。

今後の予定といたしましては、北海道教育委員会が7月から各学区において開催する地域別検討協議会で意見を聞いたうえで、9月上旬に公立高等学校配置計画を正式決定する方針とのこととありますことから、町としての対応につきましては、過日、開催していた

だきました議員協議会でご報告させていただきましたように、これら北海道教育委員会の今後の動向を見極めたうえで、町民皆さまへの周知や保護者への説明、斜里郡3町における連携のあり方や支援策などについて、小清水高等学校存続推進会議との連携を図りながら今後の対応策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4ページの右側下段、農作物作況調査であります、別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますのでご覧下さい。

まず、総体的な状況でございますが、本年は4月末からの降雪や降雨、さらには低温や日照不足などの天候不順が長期化したため、畑に入れない日が何日も続き、蒔き付け作業に大幅な遅れが生じたところでございます。これほど遅れた年は過去に例がなく、農業者の皆さまは、大変ご苦労されたことと存じますが、今月に入ってから天候も安定しておりますので、順調に農作物が生育してくれることを願っているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

作物ごとの遅速日数で見ますと、どの作物においても天候不順と蒔き付け作業の遅れが生育に大きく影響し、秋まき小麦が5日、春まき小麦が7日、馬れいしょが13日、てん菜が9日遅れとなっております。

豆類においても状況は同じでありまして、大豆が6日、小豆が4日遅れとなっております。

飼料作物については、デントコーンは平年並みであります、牧草が6日遅れとなっております。

以上のような調査結果から、今後の生育が大変心配されるところでありますが、農作物は、今後の天候や適切なほ場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆さまをはじめ、関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と一層のご努力により、豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第6号及び発議第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第6号及び日程第5、発議第7号、議員研修会の参加についてを一括して議題といたします。

はじめに、発議第6号、札幌市で開催される北海道町村議員研修会には、下平正吾議員、遠藤満夫議員、森浩議員、槻間善高議員、林幸雄議員の5名が参加することといたしたいと思っております。

次に、発議第7号、札幌市で開催される北海道町村議会広報研修会に、大石誠示議員及び工藤孝一議員の2名の議員が参加することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。

はじめに、発議第6号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

次に、発議第7号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君） 日程第6、意見案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君） 地方財政の充実・強化を求める意見書についてご説明申し上げたいと思います。

この意見書については、昨年も意見書を提出してございますので、内容を掻い摘んで説明申し上げたいと考えてございますので、ご了承いただきたいと思います。

2013年度の地方財政においては、地方交付税の減額をおし進めている状況にあります。憲法が保障する地方自治の本旨から鑑みても、地方交付税の地方の固有財源を減額することを容認することにはならないと考えてございます。さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があると考えてございます。

2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めていきたいと思っております。

まず一つ、地方財政計画、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき、一方的に決するものではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

二つ目、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税の総額の拡大を図ること。

三つ目、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応する震災復興特別交付税を確保すること。

四つ目、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等にかかる財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与にかかる地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

五つ目、地域の防災、減災にかかる必要な財源は、通常予算とは別枠で確保すると

もに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振り替えは厳に慎むこと。

六つ目、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

慎重審議のうえ、採決されますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書ですが、前段申し上げました財源の充実と関連がございますけれども、ご説明申し上げたいと思います。

この内容としては、議員の皆さん分かっているとおり、毎年同じ内容をもって意見書を提出させていただいてございますので、重要な部分だけご説明させていただきたいと思っております。

この下の記の方からお願いしたいと思います。

一、義務教育国庫負担制度の堅持と負担率2分の1に復元すること。

二番目、30人以下学級の早期実現に向け、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく、子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保をすること。

三つ目、子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

四つ目、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

慎重審議のうえ、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第7号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました、意見案第7号について説明いたします。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案でございます。

労働基準法第2条は、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めております。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイムの労働者は、ほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年成長力底上げ戦略推進円卓会議による合意と平成22年雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1千円を目指すとの合意をいたしました。こうした観点から、北海道地域最低賃金は、ここ6年間で75円引き上げられてきておりますが、審議会においては引き上げができていない現状であります。

昨年は、平成20年の答申により、生活保護との乖離額を5年以内で解消すると合意した期間の最終年にあたっておりましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、関係者のご努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費との乖離が解消されておりません。

現在の地域別最低賃金は、高卒初任給の一般的な賃金の実態に十分反映できておらず、北海道内勤労働者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとはいえません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや事業所に対する

指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっております。

ついては、北海道最低賃金の改正にあたり、次の措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

記、一、平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1千円到達することができる審議会運営を図るとともに、各種経済諸指標との整合性を図り、中央水準との格差是正などを踏まえた上積み改正を図ること。

二、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

三、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実とその周知を図り、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決下さいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第8号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました、意見書案第8号について説明いたします。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書案でございます。

北海道は、日本全体の22パーセントを占める広大な面積に、540万人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況であります。最近では、高速道路の整備も進んだことで、時間的な短縮が図られてはおりますが、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかであります。

このような地理的な状況により、道央以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や様々な経済活動をするにあたって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実であります。札幌への日帰り通院などや各種イベ

ントに参加し交流を拡大していくためには、航空機の利用による短縮が効果的であることは間違いないものと考えます。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、道民にとっても非常に重要な課題であり、地域の活性化につなげていくことが、今後求められていくものと考えます。また、道内の航空ネットワークを維持するために、運行している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、各種関連事業所それぞれ尽力していることは周知のとおりでございます。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、航空機の安全運行の一翼を担う業務でございます。とりわけ、札幌航空交通管制部は、北海道内の空港だけでなく、全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国4ヶ所に設置されております拠点官署の一つであり、札幌に設置されていることから、道内出身者や道外出身者であっても、道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に、航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、肌身に感じながら日々管制業務を行っているところでもございます。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において、管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなります。また、将来、国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければ、その道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てきます。

これらの問題に対応し、道民の安全安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続、充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について強く要望するものでございます。

記、一、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。

二、広大な北海道の航空行政を充実するために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決下さいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君） 先に通告をしておりました、光ファイバー事故に関わる今後の対応についてということで伺いをいたします。

光ファイバーは、今、稼働して2年と何ヶ月という中で、何度か事故が起きていると伺っております。

その中において、今後、事故の対応、また、今後の対策について、町長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） お答えいたします。

まず、光ケーブル切断事故の発生状況ですが、整備完了後の平成23年度は、車両の交通事故による切断の1件、24年度は、車両運行中の接触による切断が3件、火災による切断が1件、合計で4件の切断事故が発生しております。

切断事故が発生した場合、原因者から直接連絡があるか、あるいは保守管理するN T Tから通信不能の連絡を受ける管理体制をとっておりまして、切断の事実があった場合は、警察の立ち会いのもとで現場確認を行い対応しているところであります。この場合の復旧工事につきましては、利用者の皆さんの通信に支障を来さないよう、事故現場の確認が終わり次第、保守管理をするN T Tを通じて速やかに復旧に着手しております。

切断事故は、町の財産に損害を被ることですので、今後もきちんとした事実、現場の確認を行い、万が一、原因者不明の事故が発生した場合もしっかりとした対応ができるよう対処して参りたいと考えております。

また、何よりも事故が発生しないことが一番ですので、未然の防止策としまして、ケーブルの緩みや電柱の傾斜などに気づいた時は、速やかに連絡をされるよう町広報等で周知を図るほか、関係機関の協力をいただきながら、農業機械など特殊車両走行時には十分注意をされるよう、注意喚起に努めて参ります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君） 今後の対策について、事前の防止策ということも検討されているようでございます。

現在、利用者は350戸以上ということをお伺いしております。

先ほど、町長が言われたように、町の財産であるということは、町民の財産でもあると思います。町民の皆さんの喚起する、今、町長の意見もありましたが、町民の皆さんが、町の方に、先ほど言われた風水害、災害に応じたときも、事前に連絡をしてもらう、それを未然に防ぐという方法も、今、町長お話しされました。

そこで私は、その連絡する方法、その当事者が気づいたときに連絡する方法として、私は所管するところがなかなか町民の方々には分からない。私もこの事故を見て、初めて企

画財政が光ファイバーの担当であるということが分かった訳です。町民の方々が、そういう状況がなかなか分からないのではないかと、先ほど町長が言われたように、広報で事故防止を連絡するのも結構です。それも大変良いと思いますけれども、その施設に連絡先がここですと明確に町民に明確に知らせる必要があるのではないかと。そうでないと、どこに連絡したらいいのかというのが、町民の中でかなり迷うのではないかと考えておりますので、その件について伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今ご指摘のあった、事故が発生した場合、又は、例えば、電柱が傾斜しているとか、そういったときに役場のどこに連絡するのか分からないというお話でございますが、その通りだというふうに思います。

従いまして、私が答弁したように、町広報等々で住民にお願いをするときに、担当窓口はここですということは明らかに分かるようにお知らせをしたいというふうに考えております。

なお、電柱にそれぞれ切断した場合は、連絡先はここですというような表示をすることが一番良いのでしょうかけれども、電柱の本数も相当ですし、それらはNTTや北電の許可がどう必要なのかわかりませんので、そういったことは現実的ではないのかなというふうにも思いますが、いずれにしても、町民が光ケーブルを切断した場合にどこに連絡したらいいのかということが分かるような方法を今後研究しながらいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

9番。

○9番（遠藤満夫君）それと同時に、農家の戸数が大変多いわけですので、農協とも密接な連絡を取りまして、農協に連絡が入っても町の方に連絡が来ると、そういうふうに協議をして進めていくと良いのではないかと、そういう気もしますので、その点も一つ考慮して行っていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

光ケーブルの切断事故等については、農協の組合長ともお話ししたことがあります。

そういったことで、農協が主催する地域懇談会等々でも、十分、光ケーブルの切断には注意していただくように、組合長からもお話ししていただけるというようなお話も伺っております。そのようなことも含めて、今後とも農協とも連携を図りながら、今ご指摘のあった、例えば農協に連絡がいったときには速やかに町の企画財政課の方に連絡が来るようなことも含めて、農協と十分連携図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）地域主権条例制定について、町長にお伺いしたいと思います。

3月の定例議会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた

めの関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法により、本町においても条例改正がありました。国からの委任にかかる条例改正では、一部に本町独自の改正もされました。これは、地域主権という意味で一括法の趣旨に合致した改正であると評価できると思います。

つきましては、今後、本町としては、さらに独自色を発揮し、条例全般にわたり、自主性、自立性を高めるために次のステップを考えた条例の改正、制定を考えているのか町長のご所見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

平成23年、地方公共団体の自治事務に対する義務付け・枠付けの見直しを行った第1次、第2次一括法により、これまで国が全国一律的に定めてきた施設、公物の設置管理基準等を地方公共団体が自ら条例で定めることができるとする条例制定権の拡大が合計29法律100条項で行われたところであり、本町においては、これまで新規及び一部改正の条例制定、合わせて10の条例について議会の議決をいただいているところでございます。

ご質問は、独自色を発揮した自主性、自立性を高めるための条例制定の考えでございます。

地方による独自基準の策定は、地方分権、地域主権改革の意義や必要性を改めて住民に問いかける機会となり得ると考えますが、独自基準の制定には、説明責任や結果責任が伴うものであり、特に、町村にとっては事務負担は決して軽くはありません。しかし、地域主権改革の趣旨に鑑み、特に参酌すべき基準に関する事項については、安易に従前の基準を引き写すのではなく、国の基準を参酌しつつも、本町の実情、住民ニーズ等を十分踏まえた丁寧な検討を行い条例制定に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）町長の答弁お聞きいたしました。それはそれで良いと思うのですが、町長も8月に任期満了に伴って、3期目の対抗馬がでなければ町長が再選されますので、今度は、3期目にあたって、町長の色も小清水の地域にあった独自色の強い、町民が楽しく安心して暮らせるような魅力的な町づくりをするために、条例改正も含めて検討していただいと、そのように思っていますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

答弁があればしていただきたいのですが、よろしく願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）3期目のことは、まだこの場でお話しするようなことではありませんけれども、もし当選することができたら、ただ今の下平議員のご意見等を十分参酌しながら検討して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、6番、槻間善高議員。

○6番（槻間義高君）小清水墓地における倒木の今後の対応についてお聞きいたします。

近年の気象変動により、低温、強風がありますが、先に小清水墓地において、強風によると思われる倒木があり、墓石に損害を与え賠償したところでもあります。現地を見てみますと、木の近くの墓石の敷石の間には落葉がささり込み、松ヤニも付着しております。他にもまだ傷んだ倒れそうな木もあり、樹高15メートルから20メートルある木の周囲には、立派で高価な墓石が多数建てられている状況にあります。先祖や故人となられた家族の御霊が奉られているところでもありますので、環境も良くして、先にあったような損害を未然に防ぐ対策が必要であると考えられます。町長に今後の対策をお尋ねいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、先に暴風雪が原因と思われる倒木により、墓石等に損害を与え賠償したことにつきましては、5月臨時議会でご報告させていただいたところでございます。

この小清水墓地西側防風林は、トドマツ81本と桜31本、合わせて112本の樹木で構成されており、町としては、防風、防雪対策、法面保護や景観、環境への配慮といった観点から、今後においても必要な防風林であると認識しているところでございます。

倒木のトドマツは、幹の直径から樹齢約25年、現存するトドマツは、樹齢約35年と推定され、伐期は約40年と聞いておりますので、次年度以降において幹の太いものから順次伐採し、必要な箇所には新たに植栽していきたいと考えております。

また、ご指摘の細かな落葉や松ヤニなど、墓石等への影響も考え、樹種の選定や植栽箇所などについては、地域の実情に詳しい方のご意見もお聞きしながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番。

○6番（槻間善高君）木の年数が40年ということですが、40年といいますと樹高も高くなりますし、今後の環境を良くする場合においては、みんなの心が和む安らぐような環境施設にしていきたいと思っております。

また、町民の貴重な財源を使つての賠償ということでもありますから、しっかりした予防策をお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）次に、7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）先に通告してあります3点について質問いたします。

まず1点目は、難病患者等通院支援についてであります。

遠距離通院が必要な多くの困難を抱えている難病患者及び家族の方への負担軽減といった課題では、通院支援が必要です。町長の所見を伺いたいと思っております。

2点目ですが、中小企業特別融資等事業の融資期間の延長についてであります。

この事業の運転資金の長期で融資期間が5年以内となっておりますが、希望する事業者の選択肢を広げるために、この期間を据置1年以内を含めて7年以内と変更すべきと考えますが、同じく町長の所見を伺います。

3点目ですが、T P P参加撤回、この管内集会についてであります。

T P P参加によるオホーツク圏に与える影響ははかり知れません。数千人規模の管内集

会を北見市で開催する必要があると考えます。その開催のために、林町長が先頭に立たれ、力を発揮されるべきと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

はじめに、1点目の難病患者等通院支援についてお答えいたします。

難病患者などの方々が治療などのため、遠方の専門病院へ通院しなければならないことは、その方にとって経済的にも肉体的にも多大な負担となっていることは、承知しているところでございます。

本町の通院費用に係る助成制度につきましては、対象者はそれぞれ異なりますが、地域生活支援事業の福祉タクシー利用料助成事業、介護予防・生活支援事業の外出支援サービス事業及び通院費用を含むという意味では、難病者等の方々に月額2千円を支給している難病者等福祉手当がございます。

ご質問は、難病患者などの方々が遠方の病院へ通院する費用の助成を行なう考えはないか、とのことでございます。

町といたしましては、町内で何人の方が何処の病院に通院しているなど、詳細な状況は把握しておりませんが、近隣におきましては、家庭生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、難病患者などを対象とした通院交通費の助成を行なっている市町もありますことから、これらを参考とし、難病者等福祉手当のあり方を含めまして、新たな通院費用の助成制度創設について検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の中小企業特別融資事業における運転資金につきましては、現在、1企業につき1千万円を限度に融資を行い、1年以内の一括償還又は据置期間1年以内を含む5年以内の割賦償還により事業を推進しているところでございます。

また、町の支援といたしましては、償還利子に対する約2分の1の利子補給と、保証料については、保証協会が企業それぞれの経営状況により算定する保証料額全額を補給しているところでございます。

ご質問の運転資金償還期間を7年以内に延長した場合、事業者の選択肢が広がるとともに、1回あたりの返済金額が抑えられ負担が軽減される面もありますが、一方では、利子総額は増えることとなります。

現在のところ、償還期間を延長してもらいたいという要望は直接聞いておりませんが、どの程度要望があるのかも含め、今後、商工会や金融機関とも協議してみたいと考えております。

次に、3点目のT P P参加撤回の管内集会の開催に力を発揮すべきとのご質問ですが、T P P参加阻止の集会は、3月に開催されたT P Pから地域、経済、生活を守るオホーツク緊急集会など、オホーツク圏活性化期成会の主催、あるいは関係機関の主催による管内集会がこれまで幾度となく開催され、議員の皆様にも参加をいただいていたところであります。

先頃、オホーツク大集会の開催を求める要望が、オホーツク圏活性化期成会に寄せられたと報告を受けておりまして、この件に関しましては、近々、期成会役員会に諮り、各委

員の意見を聞きながら対応を検討することとされておりますので、私も断固反対する態度を貫いてきていますことから、期成会の一委員として声を上げ、各団体と一丸となった取り組みが推進されるよう力を注いでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 7 番。

○7 番（工藤孝一君） ご答弁いただきまして、質問事項の 2 番目でありました中小企業特別融資事業については、町長、今後、秋にもあるであろう事業者、中小業者との懇談も担当課通じてあると思いますが、その席でも、十分この償還の期間の延長については、是非、前向きに産業課長も含めて臨んでいただきたいというふうに強く要望したいと思います。

3 点目、T P P の問題ですが、なかなか大きな集會が開かれないという、最近は。3 月 1 0 日にはもちろんエコセンターで開きましたが、3 月に参加表明をした後、あまり集會が開かれないという中ではあります。先月、5 月にアメリカの通商代表部が、4 0 6 ページにわたる外国貿易障壁報告書を公表しております。

アメリカ自身が撤廃を目指す日本などの公共政策が貿易障壁であることを確認した文書であります。

これを見ると、T P P 交渉参加国の広範な協定の交渉がまとまらず、繰り返し交渉していく完了期限、完了期限が繰り返し過ぎている、そういう状況で、この理由が大変良く分かる内容だということでもあります。

アメリカの通商代表部が、最も詳しくこの報告で政策を批判しているのは、日本に対してであります。2 0 ページにわたって政策批判を論じているものです。

今後、T P P 交渉と合わせて 2 国間協議が同時に進行します。

オホーツク圏、この地方からも今まで以上に声を大きく上げていくことが、今後は益々重要になるというふうに思います。

今、全国的な世論を見ると、特に医療の分野、生活協同組合の全国組織分野、この辺に非常に危機感が広がってきております。今まで態度があまり明確でなかった全国の連合が正式に反対と表明しております。

林町長はじめ、オホーツク圏の活性化期成会の皆さんが、この T P P 反対の公約を守ってもらう、そういう取り組みをそういった意味で、今後その取り組みの先頭に立って、引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

先ほどのご答弁、断固阻止という気持ちだということではありますが、再度、強い決意で答弁願えればありがたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） ただ今、議員の方から詳しいお話を聞いたところでございます。

いずれにいたしましても、T P P 反対ということは、オホーツク管内のどこの町村も同じでございます。管内の期成会もそういったことで一致しているところでございます。

残念ながら、私、期成会の中心的な役員でもありませんので、期成会の先頭に立ってということにはなりませんけれども、先ほど答弁したように、断固反対という趣旨の中で、期成会の中でも声を上げていきたいというふうに思っておりますので、私の置かれている

立場もご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時48分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第3号、平成24年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました、報告第3号、平成24年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

3月定例議会の補正予算第6号で議決をいただきました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました繰越額及びその財源内訳をご報告するものでありまして、まず、6款1項農業費は、種馬铃薯集出荷貯蔵施設整備事業補助として強い農業づくり事業で5千435万3千円、緑ダム附帯施設の整備事業として管理省力化施設整備事業で5億30万円、道営担い手支援畑地帯総合整備事業で1千76万8千円、道営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で200万円を、7款1項商工費は、地域経済活性化事業で1千596万8千円を、8款2項道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金事業で1億1千550万円、道営農道整備事業で540万円を、10款教育費は、2項小学校費で小清水小学校旧校舎等解体事業8千387万2千円、3項中学校費で、校舎等整備事業8億382万8千円、6項保健体育費で、給食センター解体事業1千683万2千円、以上、総額で16億882万1千円の予算について、交付の決定又は同意を得た国、道支出金、地方債、その他財源として関係市町負担金を財源として平成25年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、報告第4号、平成24年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました、報告第4号、平成24年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

事故繰越しをしました2件の事業につきましては、いずれもこの冬の荒天、大雪の影響によるものであります。

まず、2款1項総務管理費の情報通信設備管理事業は、光ファイバー網の共架先となる北電の電柱移設工事において、その一部が施行できなくなり、本町の共架替工事も年度内の完成が困難となったものであります。

次の、3款2項児童福祉費、保育所耐震改修事業では、耐震改修に係る実施設計業務において、構造計算上必要となった現地調査等に影響が生じたもので、そのため、耐震設計上必要な第三者機関への認定申請、許可に遅れが生じ、年度内完成が困難となったものでありまして、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、25年度に事故繰越しをしたものでございます。

以上、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎議案第43号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第43号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただ今上程されました、議案第43号、町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布されたことから、本町におきましても政令等に準じ所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容でございますが、社会保障、税の一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等の特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災にかかる津波により被害を受けた土地及び家屋にかかる固定資産税の課税免除等措置の延長等、復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しが行われたものでございます。

説明にあたりましては、別途配付しております、町税条例の一部を改正する条例新旧対

照表及び町税条例改正の概要によりご説明申し上げます。

はじめに、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目の上段に記載のとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されております。

なお、新旧対照表につきましては、現行条例と改正条例の対比のほか、右の欄に改正内容を記載しておりますので、各条文における内容の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

次に、配付しております町税条例改正の概要をご覧ください。

地方税法の一部を改正する法律の概要につきまして、住民に身近な改正事項を主として、条例改正のポイントに絞って説明したいと思います。

今回の町税条例改正の要旨でございますが、復興支援のための税制上の対応、寄付金税額控除の加算措置、延滞金利率の見直し、個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充などについて、所要の措置を講ずることとして地方税法の一部が改正されたことに伴い、この改正部分について所要の改正及び条文整理を行うものでございます。

税制改正の概要につきましては、主な改正内容として下に記載の4点について、読みながら簡単に説明いたします。

一つは、復興支援のための税制上の対応でございます。

このことにつきましては、1点目、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住ができなくなった者の相続人がその土地等を譲渡した場合は、当該相続人は、被相続人がその土地等を取得していた日から所有をしていたとみなし、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとしたものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。

2点目は、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住ができなくなった者が、住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住した場合、個人の市町村民税の住宅借入金等特別控除の限度額の所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する額とすることとしたものでございます。

施行期日につきましては、平成27年1月1日でございます。

次に、寄付金税額控除の加算措置でございますが、都道府県又は市町村に対する寄付金にかかる個人の市町村民税の寄付金税額控除について、平成26年から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算することとしたものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。

次に、延滞金利率の見直しでございますが、国税の見直しに合わせ、地方税にかかる延滞金の利率の引き下げを行うもので、延滞金の現行の利率14.6パーセントを9.3パーセントに引き下げするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。

次に、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充でございますが、個人の住民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得をして平成26年4月から

平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ当該住宅の取得等に係る対価の額に含まれる消費税額等が新消費税法に規定する税率により課される場合、控除限度額を、所得税の課税総所得金額を現行の5パーセントから7パーセントに拡充するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年1月1日でございます。

以上で、議案第43号、町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第44号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただ今上程されました、議案第44号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布されたことから、本町におきましても政令等に準じ所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容でございますが、先程議決をいただきました議案第43号、町税条例改正の概要の延滞金利率の見直しの中でご説明したとおりでございますが、国税の見直しに合わせ延滞金の割合を引き下げる特例措置をさらに引き下げる措置を講ずるものでございます。

別途お配りしております、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧下さい。

附則第4項は、改正附則において講じている延滞金の割合等の特例措置について、その割合をさらに引き下げる措置を規定するものでございます。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日につきましては平成26年1月1日から

施行するもので、第2項の経過措置につきましては、延滞金にかかる特例措置について、平成26年1月1日前に対応するものについては、従前の例によることとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第45号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただいま上程されました、議案第45号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことから、本町におきましても法律に準じ所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表の改正案をご覧ください。

条例改正の内容でございますが、1ページ、制定附則第3条第1項は、既に講じている延滞金の割合の特例措置について、国税の見直しに合わせ現在の低金利の状況から、その割合をさらに引き下げる措置を規定、同条第2項は還付加算金の割合の特例措置を新たに規定、そして、同条第3項は延滞金及び還付加算金の額の計算過程における端数整理の方法を新たに規定するものでございます。

最後に、2ページ、附則でございますが、施行期日を平成26年1月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第46号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第46号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、町が直営で実施していた通所介護の事業及び介護予防通所介護の事業が本年3月末日をもって廃止することについて、北海道から認可を受けたことから所要の改正を行うこと、及び地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されましたことから、法律に準じ所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表の改正案をご覧ください。

条例改正の内容でございますが、1ページから4ページ上段までの第6条、第7条及び第8条は、通所介護の事業等の廃止に伴い条文を整理するものであり、制定附則第13項は、既に講じている延滞金の割合の特例措置について、国税の見直しに合わせ現在の低金利の状況から、その割合をさらに引き下げる措置を規定、第14項は還付加算金の割合の特例措置を新たに規定、そして、第15項は延滞金及び還付加算金の額の計算過程における端数整理の方法を新たに規定するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の適用日を平成25年4月1日からとするものでございますが、延滞金及び還付加算金に係る制定附則の改正につきましては、平成26年1月1日から適用することとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第47号、平成25年度小清水町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました、議案第47号、小清水町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3千830万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億3千602万5千円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表継続費補正は、本年度から2ヶ年の継続費事業として実施されます、斜里郡3町終末処理事業組合のし尿処理施設改築整備に対する本町負担分、総額291万7千円につきまして、本年度1年次目は進捗率17パーセントを見込んだ負担金49万6千円、26年度完成分242万1千円を年割額として追加するものです。

次に歳出予算ですが、9ページをお願いいたします。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

まず、2款総務費、1項4目財産管理費は、返還の申し出がありました浜小清水分譲宅地の買い戻し金としまして、公有財産購入費143万5千円を追加、3項1目戸籍住民基本台帳費は、災害などによる戸籍の正本及び副本の同時滅失等を防止するため、電算化された副本データは遠隔地の法務局サーバーに管理することとされ、戸籍法施行規則等に所要の改正が行われたところでありまして、副本データを専用回線により遠隔地サーバーへ送受信する管理システムの連携構築業務に、システムの保守点検業務を加えた委託料158万6千円を追加するものです。

3款民生費は、1項3目老人福祉費で、特別養護老人ホーム改築・管理運営検討委員の謝礼5万9千円追加、2項2目保育所費で、遊戯室の耐震改修工事費1千135万1千円を追加。

4款衛生費は、1項5目環境衛生費で、継続費による斜里郡3町終末処理事業組合のし尿処理施設改築整備にかかる負担金49万6千円を追加計上するものです。

6款農林水産業費は、いずれも道の補助採択がありました事業費の追加としまして、1項3目農業振興費で、農業機械等の導入にかかる助成措置の強い農業づくり事業補助金153万円に、残留農薬検査事業補助の消費・安全対策事業費補助金7万9千円、戸別所得補償制度に替わる経営所得安定対策推進事業の普及活動に対する補助金39万1千円、分散農地の面的集積を推進する人・農地問題解決推進事業費補助金1千91万3千円の、合

わせまして1千291万3千円を追加、次のページになります、1項5目 農業農村基盤整備推進費で、緑地区の農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入の可能性について調査する業務委託料200万円を追加計上するものです。

8款土木費は、2項1目道路橋梁総務費で、車体フレームに大きな損傷が生じた除雪専用車の修繕としまして、自動車修繕料750万8千円を追加。

10款教育費は、3項1目中学校管理費で、強風等により倒壊した校旗等の掲揚ポールの改修費としまして、建物等修繕料77万1千円追加、6項3目給食センター費は、下水道に油の流出を防ぐグリストラップにおいて、施設が新しいため浄化を促すバクテリア生成が不足し、悪臭が生じていることから、バクテリア製剤の購入費として需用費13万7千円に、清掃料の追加として役務費4万8千円、合わせまして18万5千円を計上するものです。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻り下さい。

14款道支出金は、いずれも道の採択があった事業の補助金としまして、強い農業づくり事業補助金など、農林水産業費道補助金1千491万3千円を追加、その他財源調整分としまして、18款繰越金で2千339万1千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）歳出の方でお尋ねしたいのですが、保育所の耐震化工事で1千135万1千円予算計上されていますけれども、耐震工事はどこの場所をどういったような工事をする予定なのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

横田保育所長。

○保育所長（横田秀昭君）ただ今のご質問について、答弁を申し上げたいと思います。

今回改修いたしますところにつきましては、遊戯室でございます。

遊戯室の天井、それから梁、桁、こういった部分の補強工事を実施していくということの内容となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）他に。

3番。

○3番（下平正吾君）補正予算書10ページの農林水産の関係でございますけれども、説明の中で、一番下の人・農地問題解決推進事業費補助金ということになっておりますけれども、この事業の趣旨についてお聞きしたいので、私、あまり聞いたことのない事業なものですのでお聞きしたいのですけれども、前にお話されていると思うのですけれども、再度お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

榎藤産業課長。

○産業課長（榎藤結君）ご質問の人・農地問題解決推進事業費補助金でございますが、これは、農地集積協力金交付事業といたしまして、6年以上の小作契約を締結して、その農地

を貸す人に対して、貸す側に対して反あたり5千円を交付するという事業です。

需用費の内訳といたしましては、すでに小作地を契約されているものが4戸、それと今年度中に離農する予定が10戸となっております。

ある程度、道の補助金の確保ということもあるので、早めに確保しなければ交付されないというのものもあるものですから、6月の補正に載せて今確保しているという状況でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番。

○3番（下平正吾君）基本的に、農地を集積しようという考えがもとにあると思うのですが、離農された方々土地を求められる方にこの補助金が与えられるという単純な考えでよろしいのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第48号及び議案第49号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第48号及び日程第19、議案第49号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）ただ今一括上程されました、議案第48号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第49号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、一括してご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表に記載のとおり、いずれも北空知圏学校給食組合が新規加入することに伴い、規約の別表を変更するものでございます。

なお、施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました、同意第2号、監査委員の選任について、ご説

明申し上げます。

現委員の中島正喜氏は、平成17年7月に就任されて以来8年間、本町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営にご尽力をいただいておりますが、本年7月15日をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を監査委員として再任いたしたく、ご提案申し上げます。

中島正喜氏の経歴等につきましては、既に十分ご承知のことと存じますので省略させていただきますが、地元経済人としてご活躍されている方であり、人格は極めて高潔であり、監査委員として最適任と存じますので再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第2号、本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第4回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時24分）